

AICHI SHOGIN DISCLOSURE 2025

ディスクロージャー

ごあいさつ

皆様方には、日頃より当組合に格別のご愛顧お引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

本年も、当組合の現況(令和6年度第71期)をより深くご理解頂くため、ディスクロージャー誌2025年版を作成致しましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

日本経済は緩やかに回復傾向にあるものの、アメリカの関税政策によって世界経済を下押しする可能性が高いことが懸念されています。輸出が減少すれば企業収益の悪化や賃上げの抑制に繋がる恐れもあり、経済及び物価への影響について注視する必要があります。

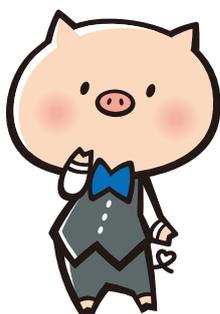
そうした中、信用組合の基本理念である地域密着型金融に立ち返り、地域経済を地域の皆様方とともに支えていく存在でありたいと考えております。

当組合の役職員一同は、これからも地域における協同組合組織の一員として、地域の皆様に真にお役に立てる金融サービスを提供して参りますので、今後も一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 大原 清三

目次

ごあいさつ	2
事業方針／令和6年度 経営環境・事業概況	3
当組合のあゆみ	4
SDGs関連	5
地域貢献	6
地域密着型金融の取組み状況	11
「経営者保証に関するガイドライン」への対応／ 法令遵守の体制／当組合のマナー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について	13
苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要	14
役員一覧／事業の組織／組合員の推移／会計監査人の氏名又は名称	15
総代会について	16
報酬体系について	17
預金のご案内	18
融資のご案内	20
主要な事業の内容／当組合の子会社	22
手数料一覧	23
主要な経営指標等の推移	24
財務情報(単体)	25
財務情報(連結)	35
自己資本の充実状況(単体)	38
自己資本の充実状況(連結)	47
店舗一覧／地区一覧	54
索引	55



信用組合愛知商銀
マスコットキャラクター
トントンくん

元々は貯金箱だったが、お金がいっぱいに貯まった時、ブタの妖精に生まれ変わったトントンくん。
ベストと蝶ネクタイは「お客様第一」の象徴。

プロフィール

- 性別..... 男子
- 年齢..... 妖精になってから一歳
- 現れる時..... お客様のチカラになれる時
- 得意なこと..... 幸せのタネをお客様と一緒に育てること
- チャームポイント... ハートのしっぽ

事業方針

経営理念

地域における協同組織金融機関として、中小零細業者及び勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の経済的地位の向上に資することを目的とする相互扶助の信用組合である。

経営方針

1. 中小零細企業の発展と組合員の経済的地位に寄与し、ひいては地域社会に貢献する。
2. 経営の健全性・透明性に徹し、組合員ならびに地域社会の信頼を獲得する。
3. 収益力の強化と自己資本の充実に努め、経営基盤の拡充・確立を図る。
4. 法令等の遵守を基本とし、リスク管理経営に徹する。
5. 職員の待遇改善に努め、住みよく、明るいモラルのある働きやすい職場を目指す。

令和6年度 経営環境・事業概況

当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細業者及び勤労者の資金円滑化、並びに組合員の経済的地位の向上に資することを目的とする相互扶助の信用組合であります。

令和6年度は、日本銀行による追加利上げにより、政策金利は17年ぶりの高水準となりました。また、新たに発足した石破内閣では、物価高への対策と賃上げによって個人消費を拡大し、成長型経済の実現を目指す方針を示しました。

一方で、第二次トランプ政権の関税政策をめぐっては金融市場で不安定な値動きが続いております。昨年から続く物価及び人件費の高騰に加え、金利負担の増加により、地域中小事業者の収益を圧迫している状況であり、厳しい環境が続いております。

そうした中、当組合では信用組合の基本理念に立ち返り、地域密着型金融に注力するとともに、地域中小事業者のニーズに応えるべく、事業支援を積極的に進めて参りました。

令和6年度における当組合の業績については、創立70周年キャンペーンとして発売した『70周年記念定期預金』及び『70周年記念定期預金第2弾』の好調な売れ行きにより預金残高は1,187億円になるとともに、貸出金残高については、その他のサービス業及び住宅ローンを始めとする個人融資が増加したことなどにより915億円となりました。

収益面については、信用コストの減少が主因となり、経常利益は1,016百万円、当期純利益は728百万円となりました。また、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率も10.23%と国内基準である4%を大きく上回っております。

今年度も(1)法令遵守、(2)取引先の拡大、(3)人材の育成、(4)安定収益の確保、(5)不良債権の管理、(6)マネロン等対策を経営の柱として、実効性のある取組みを継続して参ります。

当組合のあゆみ

昭和 29年12月27日／名古屋市東区に金剛信用組合を設立
昭和 30年11月／本店移転(名古屋市中村区椿町2丁目)
昭和 33年 9月／信用組合愛知商銀に名称変更
昭和 35年 7月／岡崎支店新設
昭和 37年 8月／一宮支店新設
昭和 39年 5月／本店移転(名古屋市中村区則武1丁目)
昭和 60年 5月／オンラインシステム稼働
平成 元年11月／11番目の店舗として春日井支店開設
平成 5年11月／第2次オンライン開始(ユニシス2200/120)
平成 6年11月／創立40周年記念桂銀淑ショー実施
平成 13年 5月／第3次オンライン開始(IXR5600-11Uシステム)
平成 14年 2月／信用組合三重商銀の事業譲受(四日市支店・津支店)
平成 14年10月／熱田支店を柴田支店へ統合、上飯田支店を今池支店へ統合
平成 16年 1月／瀬戸支店を春日井支店へ統合、豊田支店を岡崎支店へ統合
平成 16年10月／SKCシステム加入申込
平成 18年 5月／SKCシステム加盟
平成 18年12月／四日市支店を本店営業部へ統合
平成 19年 5月／SKC第5次システムの稼働
平成 27年 5月／SKC第6次システムの稼働
令和 元年 5月／本店移転(名古屋市中村区亀島1丁目)
令和 4年 5月／岡崎支店リニューアルオープン
令和 5年 5月／SKC第7次システムの稼働



本店外観

豊橋支店 令和7年11月(予定)新築移転オープン

新店舗は豊橋駅から徒歩7分の好立地となり、更に皆様にご利用いただきやすい店舗となります。



イメージ図

SDGs関連

SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でより良い社会の実現を目指す、世界共通の目標。貧困・飢餓の撲滅や、健康福祉の増進、質の高い教育の提供、環境問題など、さまざまな課題の解決を目指す17のゴールと169のターゲットから構成されています。

信用組合愛知商銀 SDGs宣言

信用組合愛知商銀は、地域における共同組織金融機関として、中小零細企業ならびに地域の皆様の経済的地位の向上に資することを目的とする「相互扶助・共存共栄」の理念のもとに活動しております。地域の活性化、経済の発展のために尽力することは、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)に合致するものであり、SDGsの取組みを通じて、これからも「誰一人として取り残さない」持続可能な地域社会の実現に努めるべく成長してまいります。

信用組合愛知商銀におけるSDGsに関する取組み

【地域経済発展のための取組み】



しょうぎんは、愛知県・三重県で事業を営む中小企業・個人事業主の皆様へ寄り添い、皆様の事業のご発展・ご成長から地域経済の活性化に繋げるべく、丁寧なサポートに努めています。

- 事業を営まれている方の販路開拓・拡大支援等の経営サポート
- 地域に根差した創業を支援
- 国、地方自治体等による助成金・補助金等の受給申請サポート
- 経営改善・事業再生支援
- よろず支援拠点・保証協会等との連携
- 事業性評価に基づく中小企業への融資推進
- しんくみ ATMP(Aichi Thanks Member Partnership) 加盟
信用組合との連携による、地域社会の振興推進

【地域貢献活動の取組み】



しょうぎんは、地域の皆様が豊かで安心・安全な暮らしが出来る社会づくりを進めるとともに、将来を担う子供たちの成長を応援しています。

- 「しんくみの日週間」におけるさまざまな活動
- お客様への花の種配布
- 振り込め詐欺防止等の呼びかけの実施
- ピーターパンカード事業による寄付金の贈呈
- 台風災害義援金等への取組み
- 地域の方々を対象とした、著名人による講演会の開催

【人材育成のための取組み】



しょうぎんは、お客様に高品質な金融サービスをご提供できるよう、役職員ひとりひとりのスキルアップに力を入れるとともに、働きがいのある職場環境づくりを目指しています。

- 外部・内部講師による研修でのスキルアップ
- 女性職員のキャリアアップ・活躍推進
- プレミアムデーの実施および有給休暇取得推進による、職員のワーク・ライフ・バランスの向上
- 役職員および役職員家族への各種定期健診補助

【環境保全への取組み】



しょうぎんは、地球環境問題に向き合い、環境保全活動に繋がるお客様の資金ニーズに協力していくとともに、持続可能な社会づくりを目指して環境に配慮した事業活動を行ってまいります。

- クールビズ活動
- ペーパーレス化の促進
- マイカーローン(エコカー)利用者への優遇金利対応
- 太陽光発電事業にかかる融資推進

【未来への取組み】



しょうぎんは、人と人の繋がりを大切にしながら将来を見据えた活動をしていくとともに、あらゆる人が健康的で持続可能な暮らしが出来るよう支えていきます。

- しんくみはばたき奨学金制度の実施
- 職場体験の実施

地域貢献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は愛知県、三重県を営業区域とし、組合員一人ひとりがお互いに助け合い、発展していくという「相互扶助・共存共栄」の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

お客様からお預かりした大切な資金（預金積金）をもとに、地元で資金を必要としているお客様へご融資し、事業の発展や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、当組合の経営資源を活用して地域社会・地域経済の発展に積極的に取り組んでおります。

預金を通じた地域貢献

当組合は、地域の皆様の豊かな暮らしと着実な資金づくりを支援するため、お客様のニーズにあった新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力しております。今後とも、皆様の大切な資金活用のお役に立てるよう、さまざまな商品を提供してまいります。

融資を通じた地域貢献

当組合は、お客様からお預かりした大切な資金（預金積金）をもとに、地元で資金を必要としているお客様へご融資し、円滑な資金供給を行うことで、お客様の健全なご発展と地域社会の活性化に資するべく取り組んでおります。また、地域社会の一員として、地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。今後とも、より幅広くお客様のニーズにお応えできるよう融資商品の充実に努めてまいります。

取引先への支援状況等

当組合は、経営支援室を設置し外部専門家（よろず支援拠点、中小企業診断士等）との相談体制をとり、お客様へ適切かつ円滑な対応が図れるよう努めております。お客様からのご相談に対し親身に寄り添い、業績や財務内容について踏み込んだ分析を行い、役立つ情報提供や改善に向けたアドバイス、経営改善計画策定支援をはじめとするサポートを行うなど、お客様の利便性向上に向けて取り組んでおります。

地域・業域・職域サービスの充実

当組合は地元のお客様と共に歩む地域金融機関として、清掃活動や献血活動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでおります。また、公共性と健全経営を堅持し、経営情報の公正な開示など広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図り、信頼される金融機関を目指し幅広いサービスの提供に努めます。



地域貢献例

しょうぎん はばたき奨学金

返還不要給付型
第5回 しょうぎん
はばたき
奨学金

募集期間 令和7年
3/17(月)~5/7(水)
※応募書類当組合必着

奨学生募集 募集人員 最大 20名

愛知商銀

信用組合 愛知商銀

052-451-2356

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

https://www.aig.jp/

令和2年度より、返還不要の給付型奨学金制度「しょうぎん はばたき奨学金」を創設。

SDGsの17のゴールのひとつでもある「質の高い教育をみんなに」という目標のもと、子どもたちの学び機会を支援していく取組みです。令和6年度は28名の応募があり、16名の学生に奨学金を給付いたしました。

また、令和6年6月9日に行われた「しょうぎん はばたき奨学金」目録授与式では、奨学生代表の方に、今後の学生生活でどのようなことに意欲的に取り組んでいきたいかなどの抱負を発表していただきました。愛知商銀は今後も、頑張る学生のみなさまを応援してまいります。

しょうぎんNEWS

当組合広報紙「しょうぎんNEWS」は、各種イベント行事のほか、新商品情報、金融知識、自治体支援情報などを掲載している広報紙です。当組合ホームページにも掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧くださいませ。



取扱商品を通じた地域貢献例

愛知商銀では、取扱商品を通じて組合員様や地域社会のサポートに取り組んでおります。こちらはその商品の一例です。今後も引き続き、みなさまに寄り添った支援・サポートを行ってまいります。

令和6年4月1日から12月30日まで、地域貢献活動の一環として、子ども支援事業を応援するための定期預金である「こどもみらい定期預金」を発売いたしました。こちらは、預入総額の0.05%相当額を当組合負担で愛知県・三重県の子ども基金に寄付する性質を有するものであり、令和6年度は当組合による上乗せ分も合わせて愛知県に30万円、三重県に10万円を寄付いたしました。

令和7年4月1日からは、組合員金利が1年0.60%に。据置期間経過後は満期扱いでお引き出しが可能な商品で、従前の据置期間は6ヶ月としておりましたが、今年度からは据置期間3ヶ月へリニューアルし新発売いたしました。こちらは、令和7年12月30日までの期間限定商品となっております。

※寄付に際して、お客様のご負担はございません。

地域貢献
こどもみらい定期預金
本定期預金の預入総額の0.05%相当額を、当組合負担で子ども支援事業に寄付いたします

取扱期間 2025年4月1日(火)～2025年12月30日(火)

組合員 年利 **0.60%** (新預入時 0.50%)

対象 個人・法人 (利率のみのお取り扱いとなります)

お預入金額 一口50万円以上 ※新規預入資金のみ (定期預金通帳での引約とさせていただきます。 ※留置式定期預金・終日自動通帳での引約は不可)

お預入期間 据置期間 **3ヶ月** (最長5年) お引き出し自由期間 **4年9ヶ月**

お預入日から約課利率0.60%(非組合員は0.50%)で引取り可能

3ヶ月経過後は、**いつでも** 満期扱いになります！

※引付について
子ども支援事業を応援するため、令和7年12月30日までの当該定期預金預入総額の0.05%相当額を、当組合より愛知県および三重県の子ども支援に関する事業に寄付いたします。 ※寄付に際して、お客様のご負担はございません。

信用組合 愛知商銀
TEL:052-451-5141 (本) TEL:0564-23-5541 (高松) TEL:052-732-9428 (名古屋) TEL:052-614-1281 (津) TEL:059-224-1361 (三重)
TEL:052-33-7836 (豊田) TEL:0564-43-1223 (桑名) TEL:052-224-1361 (津)

<https://www.aicg.jp/>



寄付金感謝状

社会貢献に関する活動

令和6年度「しんくみの日週間」(令和6年9月1日～9月7日)の期間において、社会貢献活動として愛知県・三重県の各地域で清掃活動と献血活動を行いました。

■清掃活動

公園や駅周辺、店舗周辺の公共箇所を中心に、職員66名が清掃活動を行いました。



■献血活動

各店最寄の献血センターにて実施し、愛知県5箇所、三重県2箇所にて職員32名が献血活動に参加しました。



■花いっぱい運動

お客様ご来店時や渉外活動の際に、「しんくみ」のイメージカラーであるオレンジ色のフレンチマリーゴールドの花の種をプレゼントいたしました。



イベント行事

●高橋洋一氏講演会

令和6年7月24日、経済学者である高橋洋一氏をお招きして講演会を開催いたしました。「日本経済で本当は何が起きているのか」をテーマに、日本を取り巻く世界情勢の話も絡めつつ、高橋先生の軽快かつ斬新な切り口による解説で、会場は大いに盛り上がりを見せました。



●全店合同ゴルフコンペ

全店合同でのゴルフコンペ「第4回しょうぎんカップ」を令和6年11月11日に開催。愛知商銀8店舗のお客様、合計124名での催しとなり、営業店の垣根を越えた親睦の場として皆様からご好評のお声をいただきました。また、チャリティーホールでお客様からご寄付いただいた89,000円は、令和6年能登半島地震で被災された石川県へ寄付いたしました。



●韓国フェスティバル出店

令和6年11月23～24日、名古屋市のエディオン久屋広場で開催された「韓国フェスティバル2024 in 名古屋」にて、子会社であるSGパートナー株式会社と合同で企業ブースに初出店いたしました。さまざまな韓国文化を体験できる名古屋最大級の国際イベントであり、当組合のブースにも多くの方にお立ち寄りいただくことができました。



●大阪鶴橋日帰りバスツアー

令和6年12月23日、24日の二日間にわたり、全店合同鶴橋バス旅行が開催されました。総勢226名の方にご参加いただき、皆様思い思いの観光やお買い物をお楽しみいただきました。

●70周年記念韓国旅行

令和7年4月7日～11日にかけて、2班に分かれての「70周年記念韓国旅行」が開催されました。こちらは、令和6年度に発売した旅行付定期預金「70周年記念韓国旅行定期」をご契約いただいたお客様を韓国にご招待するイベントで、自由な観光のほか現地ツアーへのご参加、韓国グルメの堪能など、2泊3日の韓国旅行プランをご満喫していただきました。

地域密着型金融の取組み状況

●中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は愛知県、三重県を営業区域とした協同組織金融機関であり、お客様の健全な発展と地域社会の活性化に資するため、地元で健全な事業を営む中小企業・小規模事業者に対して、必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに金融コンサルティング機能を発揮し、地元事業者の経営相談及び経営改善に関し、真摯な対応に努め、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。また、金融円滑化の重要性を認識し、お客様の経営実態等を踏まえて、事業資金に係る貸付、中小企業者・住宅資金借入者からの貸付条件の変更等のご相談やお申込みに対して、今後も変わることなく、適切に積極的な対応に努めてまいります。

●態勢整備

取組態勢の整備として令和5年6月に経営支援室を融資部から営業推進部に移設致しました。当組合では金融円滑化管理統括部である融資部と連携して各営業部店を通してモニタリングや個別訪問等を行うと共に、コンサルティング機能を発揮し、お客様と一体となって経営改善・事業再生支援に取り組んでまいります。経営支援室では中小企業診断士や外部コンサルティング会社などの外部専門機関と連携し、専門的な知見・ノウハウ等をより積極的に活用し、経営改善の計画策定支援や中小企業・小規模事業者の抱える経営課題と一緒に取り組めます。

現在、よろず支援機構及び外部コンサルタントや政府系金融機関、信用保証協会との連携を図り事業支援に活用しております。

より知識や教養を深める為に一般社団法人全国信用組合中央協会主催、東海信用組合協会主催、東海財務局主催、日本政策金融公庫主催の研修やWEB会議等に参加しました。

●経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初 債務者数 (A)	うち経営改善 支援取組み先 (α)	αのうち 期末に債務者 区分がランク アップした先数 (β)	αのうち 期末に債務者 区分が変化し なかった先 (γ)	αのうち 再生計画を策 定した先数 (δ)	経営改善支援 取組み率 (α/A)	ランク アップ率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
89	12	1	10	4	13.48	8.33	33.33

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和6年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含みますがβには含んでおりません。

5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

地域密着型金融の取組み状況

●中小企業に適した資金供給手法

(単位：件数、百万円)

	令和6年度	
	件数	金額
財務制限条項を活用した商品による融資実績	—	—
	令和6年度	
	件数	金額
動産・債権譲渡担保融資の実績	3	550
うち、売掛債権担保融資	3	550
うち、動産担保融資	1	50

- (注) 1.「動産・債権譲渡担保融資」は、リース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。
 2.残高は、当組合とお客様との間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含みません。
 3.動産・債権について、担保権設定契約をしているもののみを対象としております。
 4.令和6年度実績の動産・債権譲渡担保融資は、売掛債権及び動産の両方に担保設定しているものを含みます。

●創業・新事業支援融資実績

(単位：件数、百万円)

	令和6年度	
	件数	金額
創業・新事業支援実績	3	68

- (注) 創業・新事業支援に資金用途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

●貸付条件の変更等の実施状況について

新型コロナウイルス感染症の影響後、売上が回復していない先などに対し、当組合では資金繰り支援として既往債務の返済猶予に柔軟に対応しております。

(単位：件数、百万円)

項目	令和6年度
条件変更件数	126
条件変更実行金額	10,724

- (注) 1.条件変更については令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実行した条件変更の件数、金額を合計しています。

●地域の活性化に関する取組状況

愛知県・三重県を営業区域とした協同組織金融機関として、お客様の健全な発展と地域社会の活性化に資することを目的に、地域情報を活用し、お客様により適切な支援方法を外部専門家の協力も仰ぎながら事業再生、創業、新事業への積極支援、事業性評価融資の推進に努めております。

これからも、地域の活性化の実現に向け業務に邁進してまいります。

経営支援に関する取組み

●しんくみ食のビジネスマッチング

新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、販路開拓・商品PR・販売促進等を目的とした「2024しんくみ食のビジネスマッチング展 ― 食の商談会 ―」によりオンラインで開催されました。当組合でも本マッチング展への協賛及びお客さまに出展いただき、新たなお取引先との出会い・新たな発見の場を提供しました。

●若手経営者交流会

当組合初めての試みである「若手経営者交流会」が開催されました。第一部にて当組合経営支援室より補助金案内やビジネスマッチングなど愛知商銀の支援体制について発表のほか、第二部の講演会では、経済アナリストである森永康平氏を講師にお招きし、『激動の時代、どうなる日本経済の展望』をテーマに、今後の日本経済について貴重なお話を聴くことができました。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●経営者保証に関するガイドラインの取り組み状況

項目	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	56件	56件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.42%	9.62%
保証契約を解除した件数	1件	6件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	1件

法令遵守の体制

わたしたち愛知商銀は、業務を行うにつきまして、あらゆる法律等を遵守し、公共的使命と社会的責任を果たし、お客様の利益を擁護するため、以下の通り法令等を遵守すべく基本方針として取組んでおります。

1. 当組合は、公共的使命および社会的責任の重さを認識し、健全かつ適正な業務運営を行い、お客様を始めすべての利害関係人から信頼を得られるよう努力します。
2. 当組合は、中小企業等協同組合法を始めとするあらゆる法律等を遵守し、誠実かつ公正な業務を行うことをお約束します。
3. 当組合は、質の高い内部統制システムを構築し、法令等違反行為の抑止に努力します。
4. 当組合は、お客様の情報をあらゆる法令等を遵守した上で、厳格に管理し、外部漏洩等の事故が無いよう努力します。
5. 当組合は、法と秩序に違反し、公の安全に脅威を与える反社会的勢力と決別し、断固として対決します。
6. 当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切に利益相反管理を行います。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

1. 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
2. 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
3. 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等々を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに愛知県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要

●苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し付けください。

※苦情等とは当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

■当組合へのお申出先

「お取引店舗」または「本部 事務部」をお願いいたします。

本部 事務部

住 所：愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号
 電話番号：052-451-3128
 受付時間：9：00～17：00（土日・祝日及び金融機関休業日を除く）

苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。詳しくは当組合本部 事務部へご相談ください。

地区しんくみ苦情等相談所（東海信用組合協会）

住 所：名古屋市中村区椿町3-21
 電話番号：052-451-2110
 受付時間：月曜日～金曜日9：00～17：00
 （祝日及び金融機関休業日を除く）

しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）

住 所：東京都中央区京橋1-9-5
 電話番号：03-3567-2456
 受付時間：月曜日～金曜日9：00～17：00
 （祝日及び金融機関休業日を除く）

相談所は公正・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

愛知県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合本部事務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ること可能です。

なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、愛知県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結びテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

例えば、お客様は、滋賀県弁護士会や長野県弁護士会や福井県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

愛知県弁護士会紛争解決センター

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
 電話番号：052-203-1651
 受付時間：月曜日～金曜日10:00～16:00
 （祝日及び年末年始を除く）

東京弁護士会紛争解決センター

住 所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
 電話番号：03-3581-0031
 受付時間：月曜日～金曜日9:30～12:00、13:00～15:00
 （祝日及び年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

住 所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
 電話番号：03-3595-8588
 受付時間：月曜日～金曜日10:00～12:00、13:00～16:00
 （祝日及び年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

住 所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
 電話番号：03-3581-2249
 受付時間：月曜日～金曜日9:30～12:00、13:00～17:00
 （祝日及び年末年始を除く）

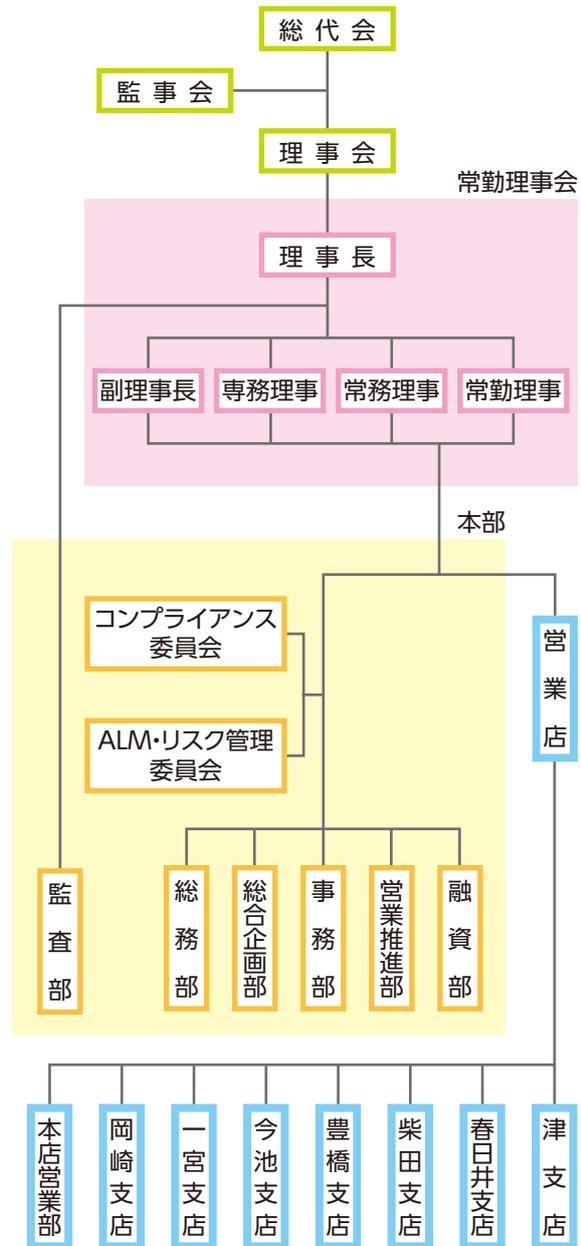
役員一覧 (理事及び監事の氏名・役職名)

(令和7年6月30日現在)

理事長	大原 清三
副理事長	大山 昇
専務理事	金岡 茂樹
常務理事	玉川 正直
常勤理事	松山 栄一郎
常勤理事	金村 孝志
理事※	松本 泰伸
理事※	栗山 重泰司
理事※	鹿島 龍男
理事※	大山 博志
理事※	高山 駿二
理事※	松岡 慶基
理事※	河 隆 實
理事※	金原 泰成
常勤監事	三本 実
非常勤監事	鈴木 房芳

注) 当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業の組織



組合員の推移

(単位：人)

区分	令和5年度末	令和6年度末
個人	16,861	16,678
法人	1,224	1,280
合計	18,085	17,958

会計監査人の氏名又は名称

誠栄有限責任監査法人(令和7年6月末現在)

総代会について

●総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。組合員は口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を有しますが当組合の組合員数は17,958名であり、総会の開催が困難であります。そこで組合員の中から「総代」を選出し、「総代会」を開催し組合員の意見、総意を反映させております。総代会は当組合の最高意思決定機関であり、毎年6月に通常総代会を開催し、必要な場合には臨時総代会を開催します。

●総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意見を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1)総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公正に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者、(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2)総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を8つの区に分け、総代の選出を行っています。総代の定数は100人以上120人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。(令和7年3月31日現在の組合員は17,958名)

●総代会の決議事項等の議事概要

令和7年6月25日に開催された第72期通常総代会において以下の議案が審議され、それぞれ承認可決されました。

- 第一号議案 第七十一期 剰余金処分案 承認の件
- 第二号議案 第七十二期 事業計画並びに収支予算案 承認の件
- 第三号議案 組合員法定脱退(第七十一期) 承認の件
- 第四号議案 定款変更 承認の件
- 第五号議案 理事任期满了に伴う改選の件
- 第六号議案 監事任期满了に伴う改選の件

●総代の氏名

(令和7年6月30日現在)

選挙区	総代氏名
第1区 本店営業地域 総代定数19名 総代数19名	松本 収、東川 勲、金原泰成、李 孔一、松岡慶基、田中光広、大山昌之、金海徳俊、中村 裕、※、桐部達雄、清水寛展、神谷哲治、清水崇司、松本 学、河本真大、松吉恭孝、神農光一、滝藤栄哲
第2区 岡崎支店営業地域 総代定数16名 総代数16名	木村秋次郎、栗山重泰司、河 隆實、林 昌元、木村孝彦、鈴木栄子、金海文雄、柳 基幸、※、安本龍男、豊田三朗、栗山茂秋、金山泰憲、南 克典、権田真慶、市川大祐
第3区 一宮支店営業地域 総代定数10名 総代数10名	金本建治、松本泰伸、宮本 薫、山田 茂、伊南将盛、大山恭範、葉山鏞振、星山侑理恵、河本尚広、柳橋 茂
第4区 今池支店営業地域 総代定数17名 総代数17名	杉本芳郎、金田正義、伊藤満寿男、徳山路晃、西原秀熙、金海基繁、山田宣行、玉岡宏光、古川桂司、加藤 聡、大山泰代、山本恵子、三島利和、梅村 成、松村真弓、荒川杉仁、長谷川弘基
第5区 豊橋支店営業地域 総代定数 9名 総代数 9名	鹿島龍男、金原榮賢、杉本浩作、西原龍文、津川義晴、金子相龍、松山吉伸、※、藤野貴也
第6区 柴田支店営業地域 総代定数16名 総代数15名	野口武資、大山博志、新川芳弘、兼本尚浩、大林香瑞人、金村成幸、金田英孝、井上政秋、阿部重治、中山耕一、安立裕司、相川政也、※、竹岡政治、※
第7区 春日井支店営業地域 総代定数13名 総代数13名	立浦 猛、木全武雄、高山駿二、山本秀男、藤原東一、成本 功、竹山盛之、尾西長人、瀧本安隆、金林文達、田中利明、松永哲明、山本健一
第8区 津支店営業地域 総代定数 8名 総代数 8名	夏山相洪、宇津井光子、岡村公恵、吉田柄煥、中村賢詞、中村博光、位田篤史、森本秀樹

(注)氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「※」と表示しております。

(敬称略、順不同)

●総代の属性別構成比 総代定数108名 総代数107名

職業別：個人0%(0名)、個人事業主7.5%(8名)、法人役員92.5%(99名)

年代別：30代以下1.9%(2名)、40代8.4%(9名)、50代28.0%(30名)、60代28.0%(30名)、
70代26.2%(28名)、80代以上7.5%(8名)

業種別：製造業2.8%(3名)、建設業8.4%(9名)、運輸業4.7%(5名)、卸売業1.9%(2名)、
不動産業29.0%(31名)、宿泊業8.4%(9名)、娯楽業17.7%(19名)、その他27.1%(29名)

※業種別は、法人役員および個人事業主に限る。

●令和6年度 地区別総代懇談会の開催

下記の日程において、総代懇親会を開催致しました。

5月15日(水)津支店 5月21日(火)豊橋支店 5月22日(水)本店営業部 5月28日(火)岡崎支店

6月4日(火)春日井支店 6月5日(水)一宮支店 6月6日(木)今池支店・柴田支店

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額及び賞与につきましては、理事会で決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与につきましては、監事会で決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	85	100
監事	14	20
合計	99	120

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は理事6名、監事2名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はありません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。

注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

注3. 当組合職員の給与、賞与ならびに退職金は当組合における「給与規程」、「退職金規程」に基づき支払っております。

注4. 当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

預金のご案内

種 類	お預入れ期間	お預入れ金額	特 色
総合口座	いつでも 出し入れ自由	1円以上	普通預金と定期預金を1冊にまとめた通帳になります。 定期預金の90%まで自動的にお借入れできます。 (最高200万円まで)
普通預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	給与・年金のお受け取り、公共料金等の自動支払いができます。
貯蓄預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	普通預金より金利が高く、いつでも自由に出し入れできます。 残高が増えれば金利もアップします。 (ただし、給与・年金のお受け取り、公共料金等の自動支払いはできません。)
当座預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	商取引に手形・小切手を利用することで安全・能率的に資金管理 ができます。
通知預金	据置7日間後 出し入れ自由	1万円以上	一時的にまとまった資金の運用にご利用できます。 (お引出し2日前までにご連絡が必要となります。)
納税準備預金	納税時に 引き出し	1円以上	非課税・納税資金の計画的な積立にご利用できます。
期日指定定期預金	1年以上3年以内 の満期指定日まで (1年間は据置)	1円以上 300万円未満	1年間の据置後から3年までの任意の日を満期日に指定できます。 1年据置後ならば一部解約もできます。 (満期日の指定は1ヶ月前までにご連絡が必要となります。)
変動金利定期預金	1年以上 3年以内	1円以上	6ヶ月毎に適用金利を見直しする定期預金となります。
スーパー定期預金	1ヶ月以上 5年以内	1円以上 1,000万円未満	預入時、継続時の店頭表示金利が適用されます。
大口定期預金	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	預入時、継続時の店頭表示金利が適用されます。 まとまった資金の運用にご利用できます。
定期積金	1年以上 5年以内	1,000円以上	計画的な資金づくりにご活用していただけます。

決済用普通預金 当組合では、全額保護される無利息型普通預金(決済用普通預金)をお取扱いしております。

●預金保険による 保護の範囲

預金保険の 対象預金等	当座預金 別段預金 利息のつかない普通預金(決済用普通預金)	利息がつかない等の条件を満たす預金は全額保護
	利息のつく普通預金	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 ※1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産状況に応じて支払われます
対象外預金等	定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 納税準備預金	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 ※1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産状況に応じて支払われます
	外貨預金 譲渡性預金等	保護対象外 ※破綻金融機関の財産状況に応じて支払われます

●取扱内容

決済用預金とは、預金保険法第51条の2第1項で規定された、次の(1)～(3)のすべての要件を満たす預金のことをいいます。

- (1) 無利息であること(預金規定で利息が付かないことを定めてあるもの)
- (2) 要求払いであること(預金者がいつでもその払戻しを請求することができるもの)
- (3) 決済サービスを提供できること

●新規に無利息型普通預金口座を開設される方

- 口座開設時のお申込により無利息型普通預金を開設いたします。
- 公共料金等の口座振替を利用する場合は、別途手続きが必要となります。
- キャッシュカードをご希望の場合は、カードを発行いたします。

●現在ご利用中の普通預金口座を無利息型普通預金口座へ変更される方

- 現在ご利用中の普通預金口座をお申込により無利息型普通預金(決済用普通預金)に変更できます。
 - 口座番号に変更はありませんので、ご利用中の各種料金等の口座振替等にかかる変更手続きは不要です。
 - ご利用中の通帳及びキャッシュカードはそのまま利用できます。
- ※通帳には、無利息型普通預金の表示をさせていただきます。

(注) 現行の普通預金を無利息型普通預金に切替える場合における現行の普通預金の未払利息につきましては、前回利息支払日から無利息型普通預金への切替前日までに発生する利息を、当組合所定の日にお支払いいたします。

※詳しくは、窓口または担当者までお問合せ下さい。

すまいる定期預金

個人・法人の方がご利用いただける、特別金利の定期預金です。

取扱金額

一口100万円以上1,000万円以内
※複数口預入可能・上限なし

預入期間

1年、3年

利率

期間3年 組合員0.80%/非組合員0.70%
期間1年 組合員0.60%/非組合員0.50%

シルバー定期預金

満55歳以上の個人のお客様がご利用いただける、特別金利の定期預金です。

取扱金額

一口10万円以上1,000万円以内
(お一人様2,000万円まで)

預入期間

1年、3年

利率

期間3年 組合員0.90%/非組合員0.80%
期間1年 組合員0.70%/非組合員0.60%

年金定期預金「雅」

当組合で公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)をお受け取り中の個人の方、もしくは当組合で新たに公的年金のお受け取りを開始される方がご利用いただける、特別金利の定期預金です。

取扱金額

一口10万円以上1,000万円以内
(お一人様1,000万円まで)

預入期間

1年

利率

組合員1.50%/非組合員1.00%

種類	特色	取扱金額	お預入期間
シルバー普通預金	満55歳以上の個人のお客様がご利用いただける、特別金利の普通預金です。	1円以上	出し入れ自由
シルバー定期積金	満55歳以上の個人のお客様がご利用いただけます。	掛込金額1万円以上10万円以内	3年限定
子育て支援定期積金	ご契約時点で18歳以下のお子様を扶養する保護者(親権者)の方がご利用いただける、毎月決まった金額をお積み立てする商品です。	1万円以上5万円以内(千円単位で指定可)	3年、4年、5年

事業者向けローン

種 類	特 色	ご融資金額	ご融資期間
サポートローン	事業開始後税務申告を3期終えている法人・個人事業主の方のあらゆる事業資金にスピーディーかつ柔軟にお応えします。	100万円～1,000万円以内	運転資金5年以内、 設備資金10年以内
創業支援ローン	新たに事業を開始、または事業開始後税務申告を3期終えていない法人・個人事業主の方をサポートいたします。	10万円～500万円以内	運転資金5年以内、 設備資金10年以内
プレミアムローン	運転資金や設備資金などの事業資金にご利用いただけます。	3億円以内	運転資金7年以内、 設備資金15年以内
スペシャルローン	運転資金や設備資金などの事業資金に特別金利でご利用いただけます。	3億円以内	運転資金7年以内、 設備資金10年以内
不動産活用ローン	所有不動産を担保に活用し、事業性、消費性ともにお使いみち自由にご利用いただけるローンです。	3億円以内(所定の不動産評価掛目範囲内)	20年以内
収益不動産ローン	マンション・アパート等の賃貸用住宅、収益ビルの新築・増改築資金、購入資金、他行借換資金等にご利用いただけます。	要相談(10万円単位)	40年以内 ただし新築に限り50年以内(木造除く)
しんくみビジネスローン	担保不要で、あらゆる事業性資金にお使いいただけます。	【法人】 50万円～1,000万円以内 【個人事業主】 50万円～500万円以内 ※ただし白色申告は上限200万円まで	5年以内
事業者カードローン	カード・通帳で随時借入が可能な、法人・個人事業主の方向けの保証協会付カードローンです。	100万円～2,000万円以内	1年または2年 (更新可)

個人ローン

種 類	特 色	ご融資金額	ご融資期間
フリーローン	旅行、趣味、おまとめ等使いみちが自由なローンです。	10万円～500万円以内	7年以内 (ただし元金据置期間を含む)
多目的ローン	車や家電製品の購入、リフォーム関連、教育関連等、資金のお使いみちが明確なものにご利用いただけます。(事業性資金は除く)	10万円～2,000万円以内 (Web申込は1,000万円以内)	15年以内 (その他目的資金は10年以内)
フリーローン「チョイス」	お使いみちが自由なローンです。	10万円～1,000万円以内 (ただし事業性資金については500万円以内)	15年以内 (Web申込と事業性資金については10年以内)
教育カードローン「チャンスⅡ」	幼稚園～大学院に在籍するお子様をお持ちの方を対象とした、いつでもATMからキャッシュカードでお引出しが可能なカードローンです。	極度額100万円・150万円・200万円・250万円・300万円・350万円・400万円・450万円・500万円の9パターンから選択。 ただし受験にかかる費用の場合は、極度額100万円	入学予定月9か月前からご利用可能で、融資実行期間は、本商品契約の日から就学者の卒業予定年月まで
カードローンアラカルト	お使いみちは自由で、30万円～800万円まで10パターンの極度額からお選びいただけます。	30万円・50万円・100万円・200万円・300万円・400万円・500万円・600万円・700万円・800万円の10パターンから選択。	1年(自動更新) ※更新時65歳超は更新不可

※各種融資商品は当組合の組合員もしくは組合員にご加入いただける方がご利用いただけます。また、諸条件がございますので詳しくはお近くの窓口までお問い合わせください。

※審査の結果、ご希望にそえない場合がございますのであらかじめご了承ください。

※各種商品の詳細については令和7年6月30日現在のものです。

主要な事業の内容

A. 預金業務	(イ)預 金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。
B. 貸出業務	(イ)貸 付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。 (ロ)手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。
C. 商品有価証券売買業務	取扱っておりません。
D. 有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
E. 内国為替業務	送金、振込及び代金取立等を取扱っております。
F. 外国為替業務	取扱っておりません。
G. 社債受託及び登録業務	取扱っておりません。
H. 金融先物取引等の受託等業務	取扱っておりません。
I. 附帯業務	(イ)債務の保証業務 (ロ)有価証券の貸付業務 (ハ)代理業務 (a)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、独立行政法人福祉医療機構等の代理貸付業務 (b)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (c)日本銀行の歳入復代理店業務 (ニ)地方公共団体の公金取扱業務 (ホ)株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務 (ヘ)でんさいネットサービス

当組合の子会社

(令和7年6月30日現在)

会社名	SGパートナー(株)
所在地	愛知県名古屋市中村区井深町1番1号
業務内容	保険代理業
設立年月	昭和55年8月
資本金	1,000万円
議決権比率	100%
その他	—

(注)上記「子会社」は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の子会社の範囲等)に規定する会社です。

手数料一覧

(令和7年6月30日現在)

■為替手数料

		同店間	当組合 本支店間	他行宛
振込 手数料	電信扱い	5万円以上	110円	440円
		5万円未満	-	220円
	文書扱い	5万円以上	-	-
		5万円未満	-	-
先振扱い	5万円以上	110円	440円	
	5万円未満	-	220円	
代金取立手数料		電子交換		880円
		個別取立(電子交換以外)		1,100円
その他諸手数料		振込の組戻し料		660円
		不渡手形返却料		1,100円
		取立手形組戻料		1,100円
		取立手形店頭呈示料		1,100円
		※なお、取立費用が1,100円以上の時は実費をいただきます		

■インターネットバンキング手数料

<法人・個人事業主の方>

基本 手数料	照会・振込振替サービス			無料
	照会・振込振替サービス + データ伝送(総合振込)サービス			1,100円
振込 手数料	組合員	取扱内容	同店間	他行宛
		5万円以上	無料	330円
	5万円未満	無料	110円	
	一般	5万円以上	無料	220円
5万円未満		無料	110円	

<個人の方>

基本 手数料	照会・振込振替サービス			無料
	取扱内容	同店間	当組合本支店間	他行宛
振込 手数料	組合員	5万円以上	無料	330円
		5万円未満	無料	110円
	一般	5万円以上	無料	220円
		5万円未満	無料	110円

■手形・小切手交付手数料

小切手帳・約束手形帳代	小切手帳	1冊(50枚)	1,100円
	約束手形帳	1冊(25枚)	880円
マル専手形	手形用紙	1枚	550円
	口座開設	1件	3,300円
署名鑑印刷	登録料	1件	5,500円
	変更登録料	1件	3,300円

■その他の受入手数料

自己宛小切手	発行手数料	1枚	550円
残高証明書 発行手数料 (郵送の場合は 別途660円を いただきます)	所定用紙	1通	440円
	発行基準日が依頼日の3ヵ月前日または所定用紙以外	1通	880円
	英文表示	1通	880円
	監査法人調査	1通	2,200円
融資証明書	発行手数料	1通	事業用 13,200円
		農転用	6,600円
		住宅ローン用	3,300円
再発行手数料	証書・通帳・カード	1通(1枚)	1,100円
暗証番号照会	照会手数料	1件	1,100円
株式等払込手数料	払込額に関係なく		払込額の0.33%
カードローンカード	発行手数料	契約時	無料
個人データ開示請求	氏名、住所、生年月日、電話番号、取引残高等	1回	1,100円
未利用口座管理手数料(年間)		1件	1,320円
相続時口座照会手数料		1件	5,060円

■両替手数料

		一般	組合員
1枚~50枚	※お届けする場合は、両替 手数料に一律550円加算	550円	無料
51枚~500枚	※1001枚からは500枚毎 に550円加算		330円
501枚~1000枚		1,100円	550円

■大量硬貨取扱手数料

		一般	組合員
1枚~50枚		無料	無料
51枚~100枚		550円	
101枚~500枚			330円
501枚以上		1,100円 以降、500枚毎に550円を加算	550円 以降、500枚毎に550円を加算

■不動産担保取扱事務手数料

不動産担保設定 (住宅ローンを 除く)	債権額・極度額	3千万円以下	33,000円
		3千万円超~5千万円以下	44,000円
		5千万円超~1億円以下	55,000円
		1億円超~3億円以下	110,000円
		3億円超~5億円以下	132,000円
		5億円超~10億円以下	165,000円
		10億円超	220,000円
不動産担保設定 (住宅ローン)	債権額・極度額	金額にかかわらず	22,000円
変更登記	極度増額・物件追加・債務者追加 ※設定金額の変更と追加担保が同時の場合は 1件とします。		22,000円
不動産調査手数料	商品用不動産 (1物件毎)	調査項目	地域毎の調査料金 中日本 その他
		土地調査	11,000円 16,500円
		マンション調査	11,000円 16,500円
		土地再評価	5,500円 8,250円
		マンション調査再評価	5,500円 8,250円
		中日本……調査対象不動産が愛知・三重・岐阜・福井・富山 その他……調査対象不動産の所在が[中日本]以外の地域	
	収益不動産ローン	1件×6,600円	
リバモ	当座貸越極度額×1.65%		
住宅事務手数料(連帯保証人無しの場合)		住宅ローン、住宅ローンプラス	2.20%
融資取扱手数料 ※その他ローンの取扱につきましては、 融資金額×2.2%(税込)を上限として 手数料をいただく場合がございます	ご融資金額 ×手数料率	収益不動産ローン	1.10%
		住宅ローンプラス、SGホーム	2.20%
		その他※	2.20%

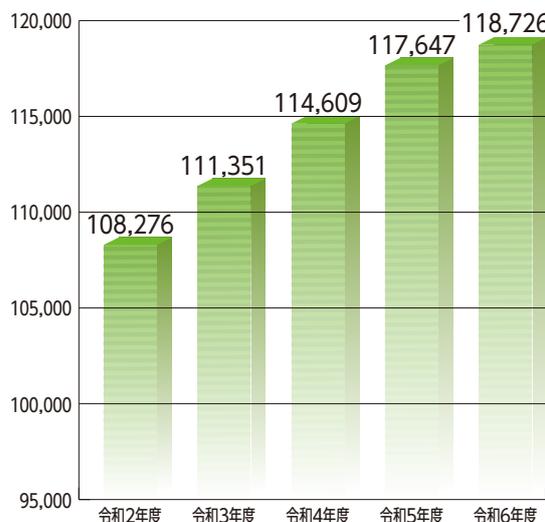
■証書貸付条件変更手数料

事業性資金	お借り入れ後 3ヶ月以内	金額にかかわらず	3,300円	
	お借り入れ後 3ヶ月超~5年以内		繰上返済額 × 3.0%	
	お借り入れ後 5年超~10年以内		繰上返済額 × 2.5%	
	お借り入れ後 10年超		繰上返済額 × 2.0%	
非事業性資金	金額・年数にかかわらず		3,300円	
期限前償還手数料	住宅ローン 住宅ローンプラス SGホーム	お借り入れ後 3ヶ月以内	金額にかかわらず	3,300円
		お借り入れ後 3ヶ月超~5年以内		繰上返済額 × 3.0%
		お借り入れ後 5年超~10年以内		繰上返済額 × 3.0%
		お借り入れ後 10年超~20年以内		繰上返済額 × 2.5%
		お借り入れ後 20年超	金額にかかわらず	3,300円
		お借り入れ後 3ヶ月以内	金額にかかわらず	3,300円
		お借り入れ後 3ヶ月超~5年以内		繰上返済額 × 5.0%
		お借り入れ後 5年超~10年以内		繰上返済額 × 5.0%
		お借り入れ後 10年超~20年以内		繰上返済額 × 4.0%
		お借り入れ後 20年超	金額にかかわらず	3,300円
住宅ローン一部繰上返済(ひと月100万円以内)			無料	
条件変更(金利引き下げ・約定日・最終貸出期日・返済方法)		元金均等	3,300円	
※条件変更が重複する場合は1件とみなします。		元利均等	5,500円	

主要な経営指標等の推移

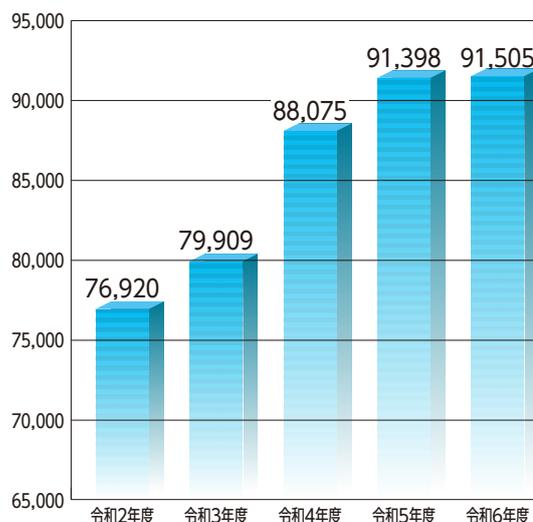
預金積金残高

(単位：百万円)



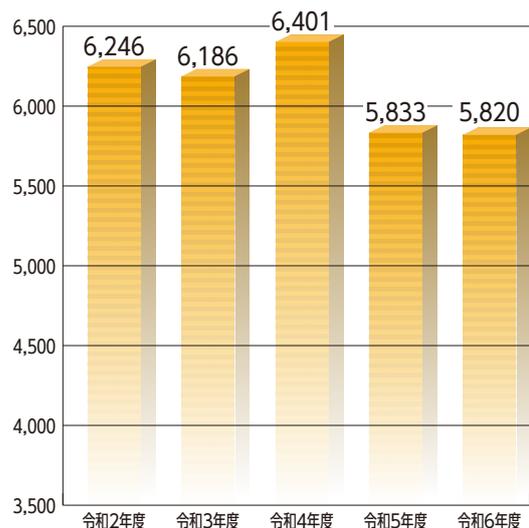
貸出金残高

(単位：百万円)



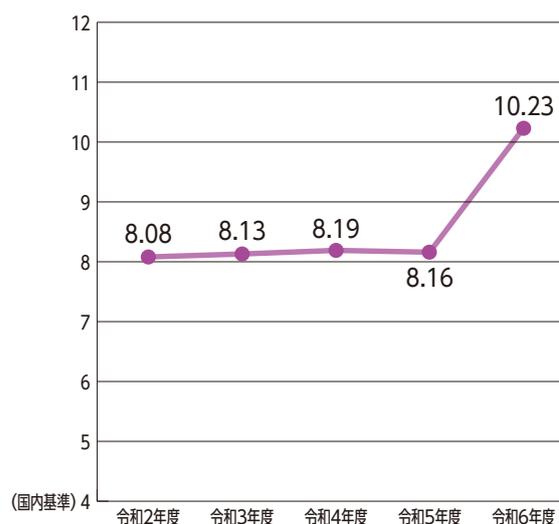
純資産額

(単位：百万円)



単体自己資本比率

(単位：%)



主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	2,360,879	2,485,497	2,887,707	3,129,535	3,300,199
経常利益	468,967	518,624	1,127,015	426,553	1,016,697
当期純利益	442,596	455,498	844,257	217,354	728,446
預金積金残高	108,276,789	111,351,308	114,609,444	117,647,542	118,726,343
貸出金残高	76,920,557	79,909,603	88,075,295	91,398,382	91,505,560
有価証券残高	14,441,124	13,994,643	13,055,067	11,644,591	10,013,770
総資産額	148,637,126	160,539,277	172,402,929	185,482,800	156,931,117
純資産額	6,246,980	6,186,141	6,401,213	5,833,826	5,820,428
単体自己資本比率	8.08%	8.13%	8.19%	8.16%	10.23%
出資総額	3,525,265	3,553,489	3,630,638	3,558,322	3,716,417
出資総口数	7,050,530口	7,106,978口	7,261,277口	7,116,645口	7,432,834口
出資に対する配当金	34,956	35,560	53,535	36,753	36,723
職員数	102人	103人	110人	103人	105人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「単体自己資本比率」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
経常収益	3,129,535	3,300,199
資金運用収益	2,993,732	3,128,468
貸出金利息	2,779,508	2,896,170
預け金利息	72,305	109,061
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	100,878	95,609
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	41,040	27,627
役務取引等収益	117,720	158,302
受入為替手数料	7,488	7,046
その他の役務収益	110,232	151,255
その他業務収益	17,319	12,902
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	17,319	12,902
その他経常収益	761	527
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	320	127
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	441	400
経常費用	2,702,982	2,283,502
資金調達費用	442,012	488,618
預金利息	364,638	441,493
給付補填備金繰入額	1,090	1,051
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	75,310	45,112
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマース・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	972	960
役務取引等費用	35,952	41,767
支払為替手数料	4,125	4,185
その他の役務費用	31,826	37,582
その他業務費用	—	—
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	—	—
経費	1,372,292	1,343,387
人件費	947,909	916,885
物件費	399,719	398,852
税金	24,663	27,649
その他経常費用	852,724	409,729
貸倒引当金繰入額	677,091	184,400
貸出金償却	175,490	225,134
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	141	193
経常利益	426,553	1,016,697
特別利益	132	78
固定資産処分益	132	78
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	740	15
固定資産処分損	740	15
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	425,944	1,016,760
法人税、住民税及び事業税	228,613	300,541
法人税等調整額	△ 20,023	△ 12,228
法人税等合計	208,589	288,313
当期純利益	217,354	728,446
繰越金(当期首残高)	2,300,472	2,459,074
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	2,517,827	3,187,520

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	2,517,827	3,187,520
剰余金処分額	58,753	109,723
利益準備金	22,000	73,000
普通出資に対する配当金	36,753	36,723
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	2,459,074	3,077,797

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「誠栄有限責任監査法人」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月26日

信用組合 愛知商銀

理事長

大原清三

貸借対照表の注記事項

- 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3.土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 695百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 683百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条4号に定める「国税庁長官が定めて公表した方法(財産評価基本通達)」に基づいて、財産評価基準書の路線価を基に奥行価格補正、側方路線、二方路線、間口狭小奥行長大及び不整形地の補正等合理的な調整を行って算出したとしました。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △228百万円
- 4.有形固定資産の減価償却は、定率法(但し、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 26年～39年
その他 3年～15年
- 5.無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 6.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部自己査定課(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 7.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 8.退職給付引当金(前払年金費用)は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の関連債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 9.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 10.収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 11.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。
- 12.会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,437百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 13.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 62百万円
14.子会社の株式又は出資金の総額 17百万円
15.子会社に対する金銭債務総額 47百万円

- 16.有形固定資産の減価償却累計額 850百万円
17.債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,593百万円、危険債権額は771百万円です。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 18.債権のうち、三月以上延滞債権はありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 19.債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 20.破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は2,364百万円です。
- なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 21.手形割引により取得した商業手形の額面金額は、6百万円です。
- 22.担保に提供している資産は、次のとおりです。
- | | | |
|-------------|------|-----------|
| 担保提供している資産 | 預け金 | 24,000百万円 |
| | 有価証券 | 7,506百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 30,700百万円 |
- 上記のほか、為替取引のために預け金4,000百万円を担保として提供しております。
- 23.出資1口当たりの純資産額は783円06銭です。
- 24.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣等によるALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMIに関する規程、規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会において決定されたALMIに関する方針に基づき、ALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、現在価値分析等によりモニタリングを行い、四半期ごとに常勤理事会、半期ごとに理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、年度毎に定める余裕資金運用方針に基づき、ALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会の監督の下、有価証券運用規程等に則り行われております。
- このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
- これらの情報は総合企画部により、ALM・リスク管理委員会、

常勤理事会及び理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、ΔEVEに基づく分析(複数の金利シナリオに基づくシミュレーション)により算出した時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、事業年度末の市場価格に基づく価額としております。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	50,366	50,377	11
(2) 有価証券			
その他有価証券	9,485	9,485	-
(3) 貸出金(*1)	91,505		
貸倒引当金(*2)	△1,437		
	90,068	90,494	426
金融資産計	149,920	150,358	437
(1) 預金積金(*1)	118,726	118,859	133
(2) 借入金(*1)	30,700	30,700	-
金融負債計	149,426	149,559	133

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OISレート等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(OISレート等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	17
非上場株式(*1)	11
全信組連出資金(*1)	414
組合出資金(*2)	500
合 計	942

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、「金融商品の時価等の開示に関する摘要指針」(令和2年3月31日)に基づき、時価開示の対象とはしてございません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の摘要指針」(令和3年6月17日)に基づき、時価開示の対象とはしてございません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	50,366	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	1,000	-	483	-	93	7,908
貸出金	82,270	2,593	1,952	1,434	939	312
合 計	133,636	2,593	2,435	1,434	1,032	8,220

(*1) 貸出金の償還予定額について、変動金利貸出金においては、金利の更改日を償還日として「1年以内」に含め、変動金利貸出金以外の貸出金は上記の期間表示区分によって区分して区別しております。

また、貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金積金	63,833	53,092	1,798	-	-	-
借入金	10,900	19,800	-	-	-	-
合 計	74,733	72,892	1,798	-	-	-

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	社 債	600	600	0
	小 計	600	600	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	7,506	11,420	△3,914
	社 債	1,378	1,500	△121
	小 計	8,885	12,920	△4,035
	合 計	9,485	13,520	△4,034

(注) 貸借対照表計上額は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

27. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,192百万円であります。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産		
過年度直接有税償却額		46百万円
貸倒引当金		332百万円
減価償却超過額		6百万円
賞与引当金		16百万円
役員退職慰労引当金		31百万円
有価証券評価差額		1,152百万円
その他		12百万円
繰延税金資産 小計		1,597百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		－百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△407百万円
評価性引当額 小計		△407百万円
繰延税金資産 合計		1,190百万円
繰延税金負債		
有価証券評価差額		0百万円
前払年金費用		14百万円
繰延税金負債 合計		14百万円
繰延税金資産(負債)の純額		1,175百万円

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来27.84%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.55%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は28百万円増加し、その他有価証券評価差額は28百万円減少、法人税等調整額は0百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は1百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

損益計算書の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社等との取引による収益総額 8千円

3. 出資1口当たりの当期純利益 98円06銭

4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

損益の状況

科目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	2,993,732	3,128,468
資金調達費用	442,012	488,618
資金運用収支	2,551,720	2,639,850
役員取引等収益	117,720	158,302
役員取引等費用	35,952	41,767
役員取引等収支	81,768	116,535
その他業務収益	17,319	12,902
その他業務費用	—	—
その他の業務収支	17,319	12,902
業務粗利益	2,650,808	2,769,286
業務粗利益率	1.49%	1.56%
業務純益	1,256,083	1,443,033
実質業務純益	1,391,611	1,478,079
コア業務純益	1,391,611	1,478,079
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,391,611	1,478,079

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	5年度	177,884	2,993,732	1.68
	6年度	177,156	3,128,468	1.76
うち貸出金	5年度	89,284	2,779,508	3.11
	6年度	90,722	2,896,170	3.19
うち預け金	5年度	73,263	72,305	0.09
	6年度	71,665	109,061	0.15
うち有価証券	5年度	14,921	100,878	0.67
	6年度	14,354	95,609	0.66
資金調達勘定	5年度	172,009	442,012	0.25
	6年度	170,659	488,618	0.28
うち預金積金	5年度	115,559	365,729	0.31
	6年度	118,968	442,545	0.37
うち譲渡性預金	5年度	—	—	—
	6年度	—	—	—
うち借入金	5年度	56,353	75,310	0.13
	6年度	51,592	45,112	0.08

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(5年度349百万円、6年度345百万円)を控除して表示しております。

受取利息及び支払利息の増減 (単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	395,959	134,735
支払利息の増減	36,251	46,605

役員取引の状況 (単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
役員取引等収益	117,720	158,302
受入為替手数料	7,488	7,046
その他の受入手数料	110,228	151,245
その他の役員取引等収益	3	10
役員取引等費用	35,952	41,767
支払為替手数料	4,125	4,185
その他の支払手数料	805	739
その他の役員取引等費用	31,021	36,842

その他業務収益の内訳 (単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	17	12
その他業務収益合計	17	12

経費の内訳 (単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
人件費	947,909	916,885
報酬給料手当	650,381	670,142
退職給付費用	152,444	113,922
その他	145,082	132,819
物件費	399,719	398,852
事務費	151,542	167,986
固定資産費	61,601	49,558
事業費	63,014	61,730
人事厚生費	17,864	23,506
有形固定資産償却	88,240	78,303
無形固定資産償却	1,248	1,242
その他	16,207	16,524
税金	24,663	27,649
経費合計	1,372,292	1,343,387

経営諸比率

預貸率及び預証率 (単位：%)

区分	令和5年度	令和6年度
預貸率 (期 末)	77.68	77.07
	(期中平均)	77.26
預証率 (期 末)	9.89	8.43
	(期中平均)	12.91

(注) 1. 預貸率=貸出金/預金積金×100
2. 預証率=有価証券/預金積金×100

総資産利益率 (単位：%)

区分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.23	0.56
総資産当期純利益率	0.11	0.40

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資金利鞘等 (単位：%)

区分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回 (a)	1.68	1.76
資金調達原価率 (b)	1.05	1.07
総資金利鞘 (a-b)	0.63	0.69

1店舗当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
1店舗当りの預金残高	14,705	14,840
1店舗当りの貸出金残高	11,424	11,438

職員1人当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
職員1人当りの預金残高	1,142	1,130
職員1人当りの貸出金残高	887	871

預金等の状況

国内為替取扱実績 (単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	22,579	51,670	21,714	50,456
	他の金融機関から	17,506	50,447	19,694	50,294
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

預金種目別平均残高 (単位：百万円、%)

種目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	12,185	10.54	12,855	10.80
定期性預金	103,354	89.43	106,091	89.17
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	19	0.01	21	0.01
合計	115,559	100.00	118,968	100.00

預金者別預金残高 (単位：百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	102,371	87.01	104,069	87.65
法人	15,275	12.98	14,656	12.34
一般法人	15,210	12.92	14,655	12.34
金融機関	—	—	—	—
公金	65	0.05	1	0.00
合計	117,647	100.00	118,726	100.00

定期預金種類別残高 (単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
固定金利定期預金	102,295	104,399
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	13	10
合計	102,308	104,410

財形貯蓄残高

該当事項なし

貸出の状況

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	38	0.04	17	0.01
手形貸付	17,506	19.60	19,284	21.25
証書貸付	71,717	80.32	71,397	78.69
当座貸越	23	0.02	23	0.02
合計	89,284	100.00	90,722	100.00

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
固定金利貸出	25,698	22,960
変動金利貸出	65,700	68,545
合計	91,398	91,505

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	40,137	43.92	36,615	40.01
設備資金	51,260	56.08	54,890	59.99
合計	91,398	100.00	91,505	100.00

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,413	1.5	1,378	1.5
農業、林業	—	—	—	—
漁業	79	0.1	66	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	1,544	1.7	1,535	1.7
建設業	6,875	7.5	5,698	6.2
電気、ガス、熱供給、水道業	105	0.1	152	0.2
情報通信業	297	0.3	379	0.4
運輸業、郵便業	108	0.1	118	0.1
卸売業、小売業	2,830	3.1	2,732	3.0
金融業、保険業	989	1.1	923	1.0
不動産業	44,476	48.7	44,411	48.5
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	209	0.2	311	0.3
宿泊業	7,322	8.0	6,617	7.2
飲食業	1,217	1.3	1,724	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	11,914	13.0	10,830	11.8
教育、学習支援業	40	0.0	36	0.0
医療、福祉	—	—	—	—
その他のサービス	4,946	5.4	5,968	6.5
その他の産業	0	0.0	—	—
小計	84,371	92.3	82,887	90.6
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,027	7.7	8,618	9.4
合計	91,398	100.0	91,505	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区分		金額		構成比		債務保証見返額
		金額	構成比	金額	構成比	
当組合 預金積金	令和5年度	820	0.80	—	—	—
	令和6年度	853	0.93	—	—	—
有価証券	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
動産	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
不動産	令和5年度	73,835	80.70	20	20	20
	令和6年度	76,244	83.33	20	20	20
その他	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小計	令和5年度	74,656	81.50	20	20	20
	令和6年度	77,098	84.26	20	20	20
信用保証協会・ 信用保険	令和5年度	3,789	4.40	—	—	—
	令和6年度	3,505	3.83	—	—	—
保証	令和5年度	5,649	6.10	380	380	380
	令和6年度	4,055	4.43	380	380	380
信用	令和5年度	7,303	8.00	—	—	—
	令和6年度	6,846	7.48	—	—	—
合計	令和5年度	91,398	100.00	400	400	400
	令和6年度	91,505	100.00	400	400	400

(注)平成27年度より「信用保証協会・信用保険」欄には信用保証協会付貸出金のみ計上しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	366	5.70	515	6.44
住宅ローン	6,067	94.30	7,486	93.56
合計	6,434	100.00	8,001	100.00

貸出の状況

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項目	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	406	135	441	35
個別貸倒引当金	1,288	331	995	▲292
貸倒引当金合計	1,695	467	1,437	▲257

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

令和6年度公庫・事業団等別貸出残高構成比

全国信用協同組合連合会	—
株式会社商工組合中央金庫	—
株式会社日本政策金融公庫	—
独立行政法人住宅金融支援機構	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	—
独立行政法人福祉医療機構	—
その他	—

貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	175	225

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合計	—	—

協立法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	1,794	523	1,271	100.00	100.00
	令和6年度	1,593	651	941	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	817	790	17	98.82	64.08
	令和6年度	771	700	53	97.70	75.24
要管理債権	令和5年度	17	12	5	100.00	100.00
	令和6年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和5年度	17	12	5	100.00	100.00
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小計	令和5年度	2,629	1,327	1,293	99.65	99.30
	令和6年度	2,364	1,351	995	99.25	98.25
正常債権	令和5年度	89,287				
	令和6年度	89,607				
合計	令和5年度	91,917				
	令和6年度	91,972				

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。
- 10.金額は決算後(償却後)の計数です。

有価証券の状況

有価証券種類別平均残高 (単位：百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	11,406	76.44	11,406	79.46
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	2,886	19.34	2,388	16.63
株式	28	0.18	28	0.19
外国証券	100	0.67	31	0.21
その他の証券	500	3.35	500	3.48
合計	14,921	100.00	14,354	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	1,306	1,300	6	600	600	0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,306	1,300	6	600	600	0
	その他	100	100	0	—	—	—
小計	1,407	1,400	7	600	600	0	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	9,709	12,517	△2,807	8,885	12,920	△4,035
	国債	8,691	11,417	△2,726	7,506	11,420	△3,914
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,018	1,100	△81	1,378	1,500	△121
	その他	—	—	—	—	—	—
小計	9,709	12,517	△2,807	8,885	12,920	△4,035	
合計		11,116	13,917	△2,800	9,485	13,520	△4,034

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	17	17
関連法人等株式	—	—
非上場株式	11	11
全信組連出資金	414	414
組合出資金	500	500
合計	942	942

(注) 1. 子会社・子法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、「金融商品の時価等の開示に関する摘要指針」(令和2年3月31日)に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の摘要指針」(令和3年6月17日)に基づき、時価開示の対象とはしていません。

金銭の信託・デリバティブ取引

金銭の信託の時価等情報

該当事項なし

デリバティブ取引の時価等情報

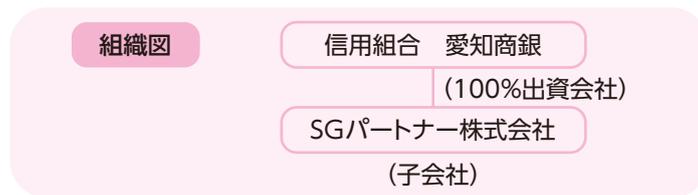
該当事項なし

事業の概況

信用組合愛知商銀は、令和4年3月18日をもってSGパートナー(株)の全株式を取得し、100%子会社としました。
 当組合および子会社を連結した経常収益は3,334百万円、経常費用は2,303百万円となり、経常利益は1,031百万円となりました。
 また、特別損益等を加味した当期純利益は738百万円となりました。
 なお、令和6年度の連結自己資本比率は10.30%となっております。

当組合および子会社等の主要事業内容・組織構成

- 当組合は、本店のほか7営業店において預金業務、貸出業務、内国為替業務を中心に各種金融サービスを提供しております。
- SGパートナー(株)は、保険代理業を行っております。



●連結の範囲に関する事項

- 連結グループに属する会社と連結財務諸表の対象範囲に含まれる会社との相違点
 - ・相違点はありません

■連結グループに属する連結対象子会社

- ・連結グループに属する連結対象子会社はSGパートナー(株)1社で、その概要は以下のとおりです。
 (子会社等の概要)

会社名	SGパートナー(株)
所在地	愛知県名古屋市中村区井深町1番1号
資本金	1,000万円
事業内容	保険代理業
設立年月日	1980年8月13日
当信用組合が保有する株式割合	100%
当信用組合子会社等が保有する株式割合	100%

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益		2,485,497	2,915,296	3,161,930	3,334,706
連結経常利益		518,624	1,139,443	440,554	1,031,683
連結当期純利益		461,038	853,917	224,673	738,208
連結総資産額		160,530,640	172,393,076	185,472,151	156,919,560
連結純資産額		6,191,631	6,416,364	5,856,297	5,852,661
連結自己資本比率		8.12%	8.20%	8.18%	10.30%

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
 2. 「連結自己資本比率」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	金額		科目	金額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	688,066	815,796	預金積金	117,611,061	118,678,620
預け金	78,147,365	50,366,498	譲渡性預金	—	—
買入手形	—	—	借入金	60,360,000	30,700,000
コールローン	—	—	売渡手形	—	—
買現先勘定	—	—	コールマネー	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	売現先勘定	—	—
買入金銭債権	—	—	債券貸借取引受入担保金	—	—
金銭の信託	—	—	コマーシャル・ペーパー	—	—
商品有価証券	—	—	外国為替	—	—
有価証券	11,627,591	9,996,770	その他負債	1,022,791	1,061,398
貸出金	91,398,382	91,505,560	賞与引当金	56,613	61,040
外国為替	—	—	役員賞与引当金	20,100	—
その他資産	736,399	659,430	退職給付に係る負債	—	—
有形固定資産	3,285,583	3,383,438	役員退職慰労引当金	90,863	110,093
無形固定資産	5,346	4,348	睡眠預金払戻損失引当金	64	—
退職給付に係る資産	87,213	49,219	特別法上の引当金	—	—
繰延税金資産	791,486	1,175,905	繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	再評価に係る繰延税金負債	54,359	55,745
債務保証見返	400,000	400,000	債務保証	400,000	400,000
貸倒引当金	△ 1,695,285	△ 1,437,407	負債の部合計	179,615,853	151,066,898
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,288,489)	(△ 995,565)	(純資産の部)		
資産減損引当金	—	—	出資金	3,558,272	3,716,367
			優先出資申込証拠金	—	—
			資本剰余金	—	—
			利益剰余金	4,386,348	5,087,804
			自己優先出資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			組合員勘定合計	7,944,621	8,804,171
			その他有価証券評価差額金	△ 2,021,120	△ 2,882,920
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	△ 67,203	△ 68,589
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	△ 2,088,323	△ 2,951,509
			新株予約権	—	—
			非支配株主持分	—	—
			純資産の部合計	5,856,297	5,852,661
資産の部合計	185,472,151	156,919,560	負債及び純資産の部合計	185,472,151	156,919,560

連結財務諸表

連結損益計算書

科目	令和5年度	令和6年度
経常収益	3,161,930	3,334,706
資金運用収益	2,993,732	3,128,468
貸出金利息	2,779,508	2,896,170
預け金利息	72,305	109,061
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	100,878	95,609
その他の受入利息	41,040	27,627
役員取引等収益	146,126	188,697
その他業務収益	21,309	17,014
その他経常収益	761	527
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	320	127
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	441	400
経常費用	2,721,376	2,303,023
資金調達費用	442,012	488,618
預金利息	364,638	441,493
給付補填備金繰入額	1,090	1,051
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	75,310	45,112
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	972	960
役員取引等費用	35,952	41,767
その他業務費用	—	—
経費	1,390,687	1,362,908
その他経常費用	852,724	409,729
貸倒引当金繰入額	677,091	184,400
貸出金償却	175,490	225,134
株式等償却	—	—
その他の経常費用	141	193
経常利益	440,554	1,031,683

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
特別利益	132	78
固定資産処分益	132	78
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	740	15
固定資産処分損	740	15
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	439,945	1,031,745
法人税、住民税及び事業税	235,295	305,765
法人税等調整額	△ 20,023	△ 12,228
法人税等合計	215,271	293,536
当期純利益	224,673	738,208
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	224,673	738,208

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当りの当期純利益 99円37銭

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
増資による優先出資の発行	—	—
自己優先出資処分差益	—	—
資本剰余金減少高	—	—
配当金	—	—
自己優先出資消却額	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	4,215,209	4,386,348
利益剰余金増加高	224,673	738,208
親会社株主に帰属する当期純利益	224,673	738,208
利益剰余金減少高	53,534	36,752
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—
配当金	53,534	36,752
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	4,386,348	5,087,804

連結協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	1,794	523	1,271	100.00	100.00
	令和6年度	1,593	651	941	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	817	790	17	98.82	64.08
	令和6年度	771	700	53	97.70	75.24
要管理債権	令和5年度	17	12	5	100.00	100.00
	令和6年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和5年度	17	12	5	100.00	100.00
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小計	令和5年度	2,629	1,327	1,293	99.65	99.30
	令和6年度	2,364	1,351	995	99.25	98.25
正常債権	令和5年度	89,287				
	令和6年度	89,607				
合計	令和5年度	91,917				
	令和6年度	91,972				

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。

3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。

6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。

7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は、保険代理業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

自己資本の充実状況

－ 定 性 的 な 開 示 事 項 －

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。
 なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	信用組合愛知商銀
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,716百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収支など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。
リスク管理の方針及び手続の概要	安全性、成長性、公共性、収益性、流動性の原則に従い、貸出資産の健全化・良質化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう、厳正な審査基準に基づく審査体制の強化、整備を図ることとしています。
評価・計測	信用リスクを的確に評価・計測するため、信用格付システムを導入しています。信用格付は取引先の経営内容を総合的に分析し、統一的な基準で評価したもので、自己査定 of 債務者区分の前提となっています。

■貸倒引当金の計算基準

P.27貸借対照表の注記事項6に記載

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- ・フィッチ・レーティングス

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続きについては、組合が定める事務手続及び担保評価規定等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。
リスク管理の方針及び手続の概要	ALM・リスク管理委員会において、リスク管理の基本方針を協議・検討するとともに、リスクを適切に把握・管理する態勢を整備しています。

■BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。
 なお、ILDC、SCおよびFCの額は金融庁信組告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

■ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、金融庁信組告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当事項なし

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当事項なし

●出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスクの説明	市場の変動によって受ける資産価値の変動の影響を指します。
リスク管理の方針及び手続の概要	ALM・リスク管理委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。
評価・計測	株式・出資金のリスクの計測に関し、実質価値を計測しています。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
リスク管理の方針及び手続の概要	当組合においては、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響の双方ともに定期的な評価、計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。 具体的には、銀行勘定の金利リスク(IRRB)について経済価値の変動額である ΔEVE 及び期間収益の変動額である ΔNII を毎月計測し、ALM・リスク管理委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。 また、当組合では金利リスクに対する対応策として、いち早く新しい金利水準に切り替わるよう変動金利貸出を導入し、金利リスクの遁減に努めています。

■金利リスクの算定手法の概要

- ・ 開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 並びに当組合がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - (1) 流動性に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年
 - (2) 流動性に割り当てられた最長の金利改定満期
4.917年
 - (3) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法及び前提は、金融庁が定める保守的な方法及び前提を用いています。
 - (4) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - (5) 複数の通貨の集計方法及びその前提
当組合の計測対象通貨は日本円(JPY)のみとなります。
 - (6) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
 - (7) 内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその前提
内部モデルは使用しておりません。
 - (8) 前事業年度の開示からの変動に関する説明
令和7年3月末の ΔEVE は、規制で定められた3つの金利シナリオの内、スティープ化において最大となり、令和6年3月末比59百万円減少し、1,582百万円となりました。
令和7年3月末の ΔNII は、規制で定められた2つの金利シナリオの内、下方パラレルシフトにおいて最大となり、令和6年3月末比166百万円減少し、1,641百万円となりました。
 - (9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 ΔEVE は、早期警戒制度における基準(自己資本の20%)以内に収まっており、リスク管理上問題のない水準にあるものと認識しております。
- ・ 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当組合では、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、 ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクは計測しておりません。

単体自己資本の充実の状況

I. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	7,885,396	8,735,214
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,558,322	3,716,417
うち、利益剰余金の額	4,363,827	5,055,520
うち、外部流出予定額(△)	36,753	36,723
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	406,795	441,842
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	406,795	441,842
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,292,192	9,177,056
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,711	2,961
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,711	2,961
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	62,933	35,167
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	66,644	38,128
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	8,225,547	9,138,928
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	96,269,832	84,875,675
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,419,249	4,456,597
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	100,689,082	89,332,272
単体自己資本比率		
単体自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.16%	10.23%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	96,269	3,850	84,875	3,395
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	96,269	3,850	84,875	3,395
(i) ソブリン向け	94	3	—	—
(ii) 金融機関向け	3,842	153	5,286	211
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	35,365	1,414	42,712	1,708
(v) 中小企業等・個人向け	2,083	83		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			1,489	59
トランザクター向け			4	0
(vii) 抵当権付住宅ローン	118	4		
(viii) 不動産取得等事業向け	43,732	1,749		
(ix) 不動産関連向け			28,068	1,122
自己居住用不動産等向け			4,584	183
賃貸用不動産向け			13,666	546
事業用不動産関連向け			9,044	361
その他不動産関連向け			322	12
ADC向け			450	18
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			501	20
(xi) 三月以上延滞等	1,557	62		
(xii) 延滞等向け			1,563	62
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			13	0
(xiv) 出資等	528	21		
出資等のエクスポージャー	528	21		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			528	21
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	414	16	414	16
(xix) その他	8,533	341	4,297	171
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,419	176	4,456	178
BI			2,971	
BIC			356	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	100,689	4,027	89,332	3,573

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的にはその他資産、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
- 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

単体における事業年度の開示事項

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国内	190,065	162,627	92,090	92,184	13,817	13,520	—	—	2,052	2,327
国外	100	—	—	—	100	—	—	—	—	—
地域別合計	190,165	162,627	92,090	92,184	13,917	13,520	—	—	2,052	2,327
製造業	1,428	1,399	1,428	1,399	—	—	—	—	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	79	66	79	66	—	—	—	—	—	—
鉱業	1,544	—	1,544	—	—	—	—	—	1,544	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1,535	—	1,535	—	—	—	—	—	1,535
建設業	6,979	5,851	6,979	5,851	—	—	—	—	180	236
電気・ガス・熱供給・水道業	729	776	127	173	600	600	—	—	—	—
情報通信業	1,077	1,016	575	514	500	500	—	—	—	—
運輸業	108	—	108	—	—	—	—	—	5	—
運輸、郵便業	—	118	—	118	—	—	—	—	—	5
卸売業、小売業	3,203	2,795	2,903	2,795	300	—	—	—	141	127
金融業、保険業	80,168	52,320	1,015	946	—	—	—	—	—	—
不動産業	45,675	45,663	44,673	44,661	1,000	1,000	—	—	31	240
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	311	—	311	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	6,620	—	6,620	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	1,895	—	1,895	—	—	—	—	—	—
各種サービス	26,349	—	26,349	—	—	—	—	—	62	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	10,833	—	10,833	—	—	—	—	—	107
教育、学習支援業	—	36	—	36	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	6,535	—	6,535	—	—	—	—	—	24
その他の産業	—	76	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	11,530	11,430	—	—	11,517	11,420	—	—	—	—
個人	6,305	7,887	6,305	7,887	—	—	—	—	87	49
その他	4,985	5,456	0	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	190,165	162,627	92,090	92,184	13,917	13,520	—	—	2,052	2,327
1年以下	78,485	60,408	21,390	18,913	400	1,000	—	—	—	—
1年超3年以下	3,823	3,375	2,823	3,375	1,000	—	—	—	—	—
3年超5年以下	4,783	3,693	4,283	3,193	500	500	—	—	—	—
5年超7年以下	7,832	8,204	7,832	8,204	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	8,754	7,938	8,654	7,838	100	100	—	—	—	—
10年超	58,830	62,367	46,913	50,446	11,917	11,920	—	—	—	—
期間の定めのないもの	27,656	16,640	193	212	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	190,165	162,627	92,090	92,184	13,917	13,520	—	—	—	—

- (注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
- 3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 4.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
- 5.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 6.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.32をご参照ください。

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用 令和5年度	目的使用 令和6年度	その他 令和5年度	その他 令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	714	—	713	—	—	—	714	—	713	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	713	—	712	—	—	—	713	—	712	—	—
建設業	2	514	514	107	—	411	2	102	514	107	3	222
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	173	—	—	—	172	—	0	—	—	—	85	—
運輸、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	16	10	10	11	1	—	14	10	10	11	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	6	6	73	—	6	—	—	6	73	83	2
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各種サービス	6	—	26	—	—	—	6	—	26	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	69	—	—	—	—	—	69	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	26	—	—	—	23	—	3	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	43	15	15	20	35	—	7	15	15	20	2	—
合計	956	1,288	1,288	995	209	442	746	846	1,288	995	175	225

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
令和6年度						
現金	815	—	815	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,430	—	11,430	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	50,432	—	50,432	—	5,286	10%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	48,024	1,326	47,109	460	42,712	90%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,880	266	1,869	26	1,489	79%
トランザクター向け	—	108	—	9	4	45%
不動産関連向け	37,640	—	37,634	—	28,068	75%
自己居住用不動産等向け	7,261	—	7,261	—	4,584	63%
賃貸用不動産向け	20,792	—	20,791	—	13,666	66%
事業用不動産関連向け	8,747	—	8,743	—	9,044	103%
その他不動産関連向け	538	—	538	—	322	60%
ADC向け	300	—	300	—	450	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	501	—	501	—	501	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,295	—	1,289	—	1,563	121%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	13	—	13	—	13	100%
取立未済手形	9	—	9	—	1	20%
信用保証協会等による保証付	3,402	—	3,401	—	47	1%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	528	—	528	—	528	100%
合計	—	—	—	—	80,212	—

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

単体における事業年度の開示事項

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
令和6年度																	
現金	815	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,430	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	50,432	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	602	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	474	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	34	52	527	-	578	-	631	-	5,979	657	-	6,293	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	34	52	361	-	-	-	631	-	-	657	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	165	-	578	-	-	-	5,979	-	-	5,755	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	538	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	244	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,929	471	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	15,176	471	-	50,476	52	527	-	578	-	631	-	5,988	1,978	-	6,293	-	-

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)													合計		
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%		400%	その他
令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	815
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,430
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50,432
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	30,912	-	16,135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47,650
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	656	-	-	-	755	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,895
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
不動産関連向け	7,369	5,138	-	-	743	-	3,241	5,068	-	1,319	-	-	-	-	-	37,634
自己居住用不動産等向け	5,373	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,261
賃貸用不動産向け	-	4,988	-	-	-	-	3,241	-	-	83	-	-	-	-	-	20,791
事業用不動産関連向け	1,995	-	-	-	743	-	-	5,068	-	935	-	-	-	-	-	8,743
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	538
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-	300
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	501	-	-	-	-	-	501
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	252	-	-	-	792	-	-	-	-	-	1,289
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,401
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	528	-	-	528
合計	7,369	5,794	-	30,912	743	-	17,157	3,241	5,068	-	-	2,613	528	-	-	155,603

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	15,439
10%	—	440
20%	78,212	8
35%	—	339
50%	1,002	971
75%	—	2,934
100%	501	88,630
150%	—	894
250%	—	791
1,250%	—	—
合計	79,716	110,448

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	67,283	—	—	67,282
40%~70%	22,256	108	8.000	22,261
75%	5,789	149	11.000	5,794
80%	—	—	—	—
85%	31,317	400	100.000	30,912
90%~100%	17,873	934	20.000	17,901
105%~130%	8,314	—	—	8,309
150%	2,613	—	—	2,613
250%	528	—	—	528
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	155,975	1,592	38.000	155,603

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	59,991	24,983	329	474	—	—	—	—
①ソブリン向け	1	1	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	59,000	24,000	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—	—	—
④法人等向け	925	155	—	—	—	—	—	—
⑤中小企業等・個人向け	55	—	304	—	—	—	—	—
⑥中堅中小企業・個人向け	—	815	—	474	—	—	—	—
⑦抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧不動産取得等事業向け	3	—	—	—	—	—	—	—
⑨不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	0	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	4	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪三月以上延滞等	6	—	—	—	—	—	—	—
⑫延滞等向け	—	6	—	—	—	—	—	—
⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—
⑭出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑮株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑯その他	0	—	25	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①~⑯に区分されないエクスポージャーです。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

(6)出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	942	—	942	—
うち時価のあるもの	—	—	—	—
うち時価のないもの	942	—	942	—
合 計	942	—	942	—

(注)当組合の保有する出資等エクスポージャーは、非上場株式及び出資金のみです。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

(8)金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク

項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	513	1,089	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,807	1,641
3	スティープ化	1,641	1,582		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,641	1,582	1,807	1,641
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	8,225		9,138	

(注) 1. 当局の開示定義に従い、ΔEVEのプラス表示は経済的価値減少、ΔNIIのプラス表示は期間収益減少を示しています。

2. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

連結自己資本の充実の状況

I.自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	7,907,868	8,804,171
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,558,272	3,716,367
うち、利益剰余金の額	4,386,348	5,087,804
うち、外部流出予定額(△)	36,752	36,722
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	406,795	441,842
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	406,795	441,842
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第8項又は第9項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 8,314,663	9,246,013
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,711	3,106
うち、のれんに係るもの(のれんの相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,711	3,106
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	62,933	35,167
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 66,644	38,273
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 8,248,019	9,207,739
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	96,259,154	84,861,998
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,453,508	4,503,843
フロア調整額	-	-
リスク・アセットの額の合計額	(ニ) 100,712,662	89,365,842
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.18%	10.30%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合グループは国内基準を採用しております。

連結自己資本の充実の状況

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	96,259	3,850	84,861	3,394
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	96,259	3,850	84,861	3,394
(i) ソブリン向け	94	3	—	—
(ii) 金融機関向け	3,842	153	5,288	211
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1	0
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	35,365	1,414	42,712	1,708
(v) 中小企業等・個人向け	2,083	83		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			1,489	59
トランザクター向け			4	0
(vii) 抵当権付住宅ローン	118	4		
(viii) 不動産取得等事業向け	43,732	1,749		
(ix) 不動産関連向け			28,068	1,122
自己居住用不動産等向け			4,584	183
賃貸用不動産向け			13,666	546
事業用不動産関連向け			9,044	361
その他不動産関連向け			322	12
ADC向け			450	18
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			501	20
(xi) 三月以上延滞等	1,557	62		
(xii) 延滞等向け			1,563	62
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			13	0
(xiv) 出資等	511	20		
出資等のエクスポージャー	511	20		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			511	20
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものであるエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る 調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	414	16	414	16
(xix) その他	8,539	341	4,299	171
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,453	178	4,503	180
BI			3,002	
BIC			360	
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	100,712	4,028	89,365	3,574

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的にはその他資産、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

7. 当組合グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合グループは基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

9. 当組合グループは、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国内	190,054	162,616	92,090	92,184	13,817	13,520	—	—	2,052	2,327
国外	100	—	—	—	100	—	—	—	—	—
地域別合計	190,154	162,616	92,090	92,184	13,917	13,520	—	—	2,052	2,327
製造業	1,428	1,399	1,428	1,399	—	—	—	—	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	79	66	79	66	—	—	—	—	—	—
鉱業	1,544	—	1,544	—	—	—	—	—	1,544	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1,535	—	1,535	—	—	—	—	—	1,535
建設業	6,979	5,851	6,979	5,851	—	—	—	—	180	236
電気・ガス・熱供給・水道業	729	776	127	173	600	600	—	—	—	—
情報通信業	1,077	1,016	575	514	500	500	—	—	—	—
運輸業	108	—	108	—	—	—	—	—	5	—
運輸、郵便業	—	118	—	118	—	—	—	—	—	5
卸売業、小売業	3,203	2,795	2,903	2,795	300	—	—	—	141	127
金融業、保険業	80,168	52,307	1,015	946	—	—	—	—	—	—
不動産業	45,675	45,663	44,673	44,661	1,000	1,000	—	—	31	240
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	311	—	311	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	6,620	—	6,620	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	1,895	—	1,895	—	—	—	—	—	—
各種サービス	26,349	—	26,349	—	—	—	—	—	62	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	10,833	—	10,833	—	—	—	—	—	107
教育、学習支援業	—	36	—	36	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	6,535	—	6,535	—	—	—	—	—	24
その他の産業	—	76	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	11,530	11,430	—	—	11,517	11,420	—	—	—	—
個人	6,305	7,887	6,305	7,887	—	—	—	—	87	49
その他	4,974	5,457	0	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	190,154	162,616	92,090	92,184	13,917	13,520	—	—	2,052	2,327
1年以下	78,485	60,408	21,390	18,913	400	1,000	—	—	—	—
1年超3年以下	3,823	3,375	2,823	3,375	1,000	—	—	—	—	—
3年超5年以下	4,783	3,693	4,283	3,193	500	500	—	—	—	—
5年超7年以下	7,832	8,204	7,832	8,204	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	8,754	7,938	8,654	7,838	100	100	—	—	—	—
10年超	58,830	62,367	46,913	50,446	11,917	11,920	—	—	—	—
期間の定めのないもの	27,646	16,629	193	212	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	190,154	162,616	92,090	92,184	13,917	13,520	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	406	135	441	35
個別貸倒引当金	1,288	331	995	▲292
貸倒引当金合計	1,695	467	1,437	▲257

(注) 当組合グループは、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

連結自己資本の充実の状況

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用		その他		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	714	—	713	—	—	—	714	—	713	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	713	—	712	—	—	—	713	—	712	—	—
建設業	2	514	514	107	—	411	2	102	514	107	3	222
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	173	—	—	—	172	—	0	—	—	—	85	—
運輸、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	16	10	10	11	1	—	14	10	10	11	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	6	6	73	—	6	—	—	6	73	83	2
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各種サービス	6	—	26	—	—	—	6	—	26	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	69	—	—	—	—	—	69	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	26	—	—	—	23	—	3	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	43	15	15	20	35	—	7	15	15	20	2	—
合計	956	1,288	1,288	995	209	442	746	846	1,288	995	175	225

(注) 1. 当組合グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

二.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	
	令和6年度				
現金	815	—	815	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,430	—	11,430	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	50,436	—	50,436	—	10%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3	—	3	—	45%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	48,024	1,326	47,109	460	90%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,880	266	1,869	26	79%
トランザクター向け	—	108	—	9	45%
不動産関連向け	37,640	—	37,634	—	75%
自己居住用不動産等向け	7,261	—	7,261	—	63%
賃貸用不動産向け	20,792	—	20,791	—	66%
事業用不動産関連向け	8,747	—	8,743	—	103%
その他不動産関連向け	538	—	538	—	60%
ADC向け	300	—	300	—	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	501	—	501	—	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,295	—	1,289	—	121%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	13	—	13	—	100%
取立未済手形	9	—	9	—	20%
信用保証協会等による保証付	3,402	—	3,401	—	1%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—
株式等	511	—	511	—	100%
合計				80,197	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. [CCF]とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. [リスク・ウェイトの加重平均値(%)]とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	令和6年度																
現金	815	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,430	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	50,433	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	602	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	474	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	34	52	527	-	578	-	631	-	5,979	657	-	6,293	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	34	52	361	-	-	-	631	-	-	657	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	165	-	578	-	-	-	5,979	-	-	5,755	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	538	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	244	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,929	471	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	15,176	471	-	50,477	52	527	-	578	-	631	-	5,988	1,981	-	6,293	-	-

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	815
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,430
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50,436
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	30,912	-	-	16,135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47,650
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	656	-	-	-	755	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,895
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
不動産関連向け	7,369	5,138	-	-	743	-	-	3,241	5,068	-	-	1,319	-	-	-	-	37,634
自己居住用不動産等向け	5,373	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,261
賃貸用不動産向け	-	4,988	-	-	-	-	-	3,241	-	-	-	83	-	-	-	-	20,791
事業用不動産関連向け	1,995	-	-	-	743	-	-	-	5,068	-	-	935	-	-	-	-	8,743
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	538
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-	300
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	501	-	-	-	-	501
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	252	-	-	-	-	792	-	-	-	-	1,289
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,401
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	511	-	-	-	511
合計	7,369	5,794	-	30,912	743	-	17,157	3,241	5,068	-	-	2,613	511	-	-	-	155,590

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

連結自己資本の充実の状況

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	15,439
10%	—	440
20%	78,212	8
35%	—	339
50%	1,002	971
75%	—	2,934
100%	501	88,619
150%	—	894
250%	—	791
1,250%	—	—
合計	79,716	110,438

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	令和6年度				資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値(%)	—	
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			
40%未満	67,283	—	—	—	67,282
40%~70%	22,259	108	8.000	—	22,264
75%	5,789	149	11.000	—	5,794
80%	—	—	—	—	—
85%	31,317	400	100.000	—	30,912
90%~100%	17,873	934	20.000	—	17,901
105%~130%	8,314	—	—	—	8,309
150%	2,613	—	—	—	2,613
250%	511	—	—	—	511
400%	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	155,962	1,592	38.000	—	155,590

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実行する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	59,991	24,983	329	474	—	—	—	—
①ソブリン向け	1	1	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	59,000	24,000	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—	—	—
④法人等向け	925	155	—	—	—	—	—	—
⑤中小企業等・個人向け	55	—	304	—	—	—	—	—
⑥中堅中小企業・個人向け	—	815	—	474	—	—	—	—
⑦抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧不動産取得等事業向け	3	—	—	—	—	—	—	—
⑨不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	0	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	4	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪三月以上延滞等	6	—	—	—	—	—	—	—
⑫延滞等向け	—	6	—	—	—	—	—	—
⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—
⑭出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑮株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑯その他	0	—	25	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①~⑯に区分されないエクスポージャーです。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

(6)出資等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	942	—	942	—
うち時価のあるもの	—	—	—	—
うち時価のないもの	942	—	942	—
合 計	942	—	942	—

(注)当組合グループの保有する出資等エクスポージャーは、非上場株式及び出資金のみです。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

(8)金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク

項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	513	1,089	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,807	1,641
3	スティープ化	1,641	1,582		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,641	1,582	1,807	1,641
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	8,248		9,207	

(注) 1.当局の開示定義に従い、ΔEVEのプラス表示は経済的価値減少、ΔNIIのプラス表示は期間収益減少を示しています。

2.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

店舗一覧 (事務所の名称・所在地・自動機器設置状況)

(令和7年6月30日現在)

店名	住所	電話	CD・ATM
本部	〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島1-6-18	052-451-5145	0台
本店営業部	〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島1-6-18	052-451-5141	1台
岡崎支店	〒444-0913 愛知県岡崎市葵町4-10	0564-21-5141	0台
一宮支店	〒491-0862 愛知県一宮市緑3-11-14	0586-72-0256	0台
今池支店	〒464-0850 愛知県名古屋市中村区今池5-15-1	052-732-5426	0台
豊橋支店	〒440-0882 愛知県豊橋市神明町46	0532-53-7336	0台
柴田支店	〒457-0807 愛知県名古屋市長区鶴見通5-2-9	052-614-1231	0台
春日井支店	〒486-0851 愛知県春日井市篠木町1-23	0568-85-3222	0台
津支店	〒514-0035 三重県津市西丸之内11-10	059-224-1161	0台

※郵便局、コンビニ等のATMと提携しております。

提携ATMの利用可能時間、手数料、キャッシュバックサービスなど詳細については、当組合ホームページ「店舗・ATM・手数料提携ATMのご案内」をご参照下さい。

地区一覧

■愛知県一円

名古屋市
岡崎市
豊田市
一宮市
豊橋市
春日井市
瀬戸市
他

■三重県一円

四日市市
桑名市
津市
他





〒453-0013 名古屋市中村区亀島1-6-18
TEL:052-451-5145 FAX:052-451-9409
<https://www.a-sg.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。